

事業主のみなさまへ

職場の未来、一緒に考えましょう。

ご存知ですか？労働保険

加入義務のある事業場 *労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

労災
保険

労働者が業務や通勤が原因で負傷した場合や亡くなった場合に、**被災労働者**
やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用
保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を
受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

加入手続きを怠っていると？



- ① さかのぼって保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- ② 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を事業主から徴収します。
- ③ 事業主の方のための助成金が受けられません。

加入手続きはどこでできる？

加入手続きがお済みでない場合は、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)へ
ご相談ください。

【お問い合わせ先】

福岡労働局 総務部 労働保険徴収課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5階

☎ 092(434)9835

*福岡労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>